

第4回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成29年7月10日（月）午前10時～12時
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 井原委員、吉永委員、秋山委員、今村委員、國府田委員、森委員、山中委員、上平委員、和田委員、坂井委員
- 4 傍聴人 なし
- 5 事務局 樋口コミュニティ課長、川名係長、内田主事、山村主事
- 6 協議事項
 - (1) 平成28年度市民参加条例対象事業の評価シートのまとめ
 - (2) 答申（案）について
 - (3) その他
- 7 協議内容
評価シート（案）について、各委員より活発な意見があった。
修正等があれば、事務局でまとめ、メールで各委員に確認することとなった。

委員長

「TX沿線整備地区の字の区域及び名称変更事業」について協議する。

評価シートが一番右に出ているものはみなさんの評価で、一番多いものが委員会の評価として記載されている。

事務局

評価シートのコメントについては、上の段の太字は、一番多かった意見をまとめたものである。そこに入らない意見については、《各委員からの意見》として記載した。

また委員会の趣旨から、事業内容についての意見は削除した。

①～④の評価A～Dについては、基本的に一番多いものを委員会の評価としている。しかし、社会福祉課「流山市地域福祉計画」、都市計画課「流山市都市計画マスタープラン」、図書・博物館「流山市子ども読書活動推進計画」については総評で同じ数で評価が割れていたため、中間の評価を選択して調整した。その点については特に協議願いたい。

委員A

①（市民参加の方法の選択について）、②（市民参加の方法のスケジュールの妥当性について）、③（事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について）の評価によって、総評を評価したわけではないということか。

委員長

その通り。①（市民参加の方法の選択について）、②（市民参加の方法のスケジュールの妥当性について）、③（事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について）をみて評価してもよいが、機械的でなくても良いと思う。

では、文言を読みながら協議することにする。

委員B

実施シートをみているが、このシートの書き方も評価に影響すると思う。これをうまく書いているところと、そうでないところによって、意見が違ってくる。

委員長

この事案の懸念としては、自治会役員に限り意見聴取したことだと思う。

委員C

一般市民が入り込めなかったということである。

委員D

説明会の参加者が5名であったこと、地元自治会から依頼がなかったから自治会に対する説明会を開催しなかったことが問題となった。

パブリックコメントで意見を聞くということについてだが、資料を作れば意見を聞いたことにするというやり方や、今回のような区域名称のような事案については、広い市民から意見を吸い上げてもどうだろうと感じた。

この事案は地元説明会でも問題なかったとは思いますが、全体の意見をもっと聞いて欲しかったということを示したい。

委員A

「〇〇すべきだった」とすると、パブリックコメントを必ずすべきと捉えられる。

委員長

文言を訂正したら良いのではないか。「べき」というのは強い意見であり、そうしろと受け取られてしまうのではないか。

委員D

個人的には、この事案については、パブリックコメントをすべきだったとまでは思わない。

副委員長

「意見収集」にしてはどうか。「他の地域の方が知るべきだった」とか。

委員D

「“字の名称をこうしたい”という事案についてはどうかと感じた」というようなことではどうか。

委員B

地名というのは簡単に変えるべきではないという話もあった。

委員長

地域ゆかりの、つまり名称に誇りを持っている人がいれば、地域に限定した聞き方はどうかという議論があった。

委員D

自治会役員でない人たちも意見を言えるようにというニュアンスで伝えたい。

事務局

「広域にわたって意見収集をはかる手法も検討すべきだった」でいかがか。

全員

それで良い。

委員C

全体から考えると、今回の評価が軸になってくるので、B－（マイナス）であるという共通理解を持って進めていくべきである。

委員A

B－（マイナス）は4つある。

委員C

他のB－（マイナス）に比べ、これは低い水準と思っている。市民参加ということなのに、自治会役員に限定し、一般市民に聞かなかつたことは問題だと考えられる。ある意味、非常にDに近いと思っている。もちろんみなさんがB－（マイナス）と思われているのは構わないが、他と比べることを軸にして欲しい。他も協議してから戻ることもありだと思ふ。

委員A

人事評価でいう、絶対評価であるのか。全体の中で何パーセントのような相対評価になるのか。

全員

相対評価ではない。

委員A

極端に言うと、他のことは気にしなくて良いということになる。

委員C

これよりも良くやっているのに、他がCとなったりするのは良くない。他のB－（マイナス）をつけたものと比較して、同じ程度B－（マイナス）にしっかりと

しておきたい。

委員長

絶対評価というのは、良ければ良い、悪ければ悪いというもの。そこで基準がずれてしまうのはまずいと思う。

委員A

こっちが、あっちがという調整は難しいが、定義があるのだから、総評Bの定義に照らし合わせないといけない。これはB－（マイナス）という評価の基準に照らし合わせたB－（マイナス）にしたが、若干欠けたということになる。

事務局

《各委員からの意見》ということで、上に委員会としての意見、下にその他の意見というスタイルを取るか、例えば下の《各委員からの意見》をなくすかということを経験いただきたい。

委員長

多様な意見も併記して良いのではないか。

委員C

みなさんがこれで良いということならそれで良いか、総評のBというのは「適切である、求めている水準を満たしている」こと、Cというのは「手法が実行されているか改善が必要とされている場合」である。

つまり私は「改善が必要」ということでCにしたわけである。総務課がまた同じようなやり方をすることは回避しておきたいと思ったので、その－（マイナス）ということに、同課が注意を払ってほしいと考えている。

委員長

まだC＋（プラス）の方が良いということか。

総合的に見てみなさんがどう思うか。C＋（プラス）ということで警告した方が良いか。

委員B

難しいが、地元説明会を行ったので手法を取り入れたことに関しては適切であるといえるが、間口を自治会役員に限定したことが問題である。説明会のやり方に問題があったということでCにすると、手法自体に問題があったと捉えら

れかねない。だからBの方が良いと思う。

委員長

B－（マイナス）か、C＋（プラス）ということであるが、いかがか。

委員C

とりあえずやってみて、戻れば良いのではないか。

委員D

この件は後ほど改めて協議すると良い。

委員長

「流山市地域防災計画修正事業」について聞く。

これは、東日本大震災により防災計画の修正を求められて修正したものである。こちらについても③（事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について）の評価がCになっている。

委員C

C－（マイナス）が3人いて、最終的にB＋（プラス）がつくのはどうか。

委員長

これは上下のバランスがあまり良くない。BかB－（マイナス）という雰囲気ではないか。

副委員長

①（市民参加の方法の選択について）と②（市民参加の方法のスケジュールの妥当性について）で評価の人数が違う。

委員E

＋（プラス）と－（マイナス）の差はあるが、Cでいかがか。

委員長

ここは1000ページの資料があったところか。

委員C

そうだが、集約版も作ったところだったと思う。

手話通訳も入れて市民への配慮はしていた。

委員D

ツイッターやホームページで周知している割には、パブリックコメントの意見数が1件しかなかった。

委員C

行政としての市民参加の立場はしっかり取り入れているが。

委員B

関係法令の改正によるものと担当課は言っているが、ただ計画を作ってもということであると思うし、コメントは良いと思う。

総合評価がB+（プラス）は良すぎであり、B-（マイナス）かCかということだと思う。

委員長

これはB-（マイナス）にしたい。

それでは次の「流山市地域福祉計画」に移る。これはアンケートを取って半数近くの回答を得たところであったと思う。

委員C、委員E

これは良かった。

委員D

これはとても良かった。あと一つ言うならば横との連携、庁内で共有することである。

委員B

パブリックコメントの意見提出が1名しかいない。福祉ということで身近な話題なのに、意見提出が1名というのほどここに無駄があるということかと思う。

委員長

件数的には多い。一人の人が9件提出している。

委員D

評価はAで良いが、一文入れた方が良い。例えば改善策についてはどうか。

委員長

どういう文にするか。

「〇〇して欲しい」とか、「余地がある」と書いてあるが、これとは違う。なぜパブリックコメントが1名だったかについて言いたい。

委員A

「パブリックコメントが1名しかなかったことに鑑み」といった表記でいかがか。

委員長

最終的な表現は事務局に任せる。

副委員長

一人で9件出している。

委員A

5人で100件の方が良いかという議論もあるが、こうしたことは団体で行っている場合もあるので一概に件数や人数ではかれないこともある。

委員長

パブリックコメントの制度的な問題もあると思う。

後は事務局に任せる。

「保育料及び延長保育料の見直し」について協議する。

委員D

評価だけでみると、Cもいるから、BかB－（マイナス）なのではないか。

委員C

間をとってBではないか。

委員長

全体のバランスを見るとBかB－（マイナス）ではないか。A、Cを相殺して、Bではないか。

それでは、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ストップ温暖化！流山プラン」に進む。

Bということで良いか。

委員B

これはB+（プラス）でも良いのではないか。

委員D

先程とのバランスを見るとB+（プラス）で良いのではないか。

委員長

では、B+（プラス）にする。

資料にグラフが多くて見やすかった。次回の答申と関係あるが、パブリックコメントの資料作成についてここで言及しても良いのではないか。

委員D

概要版は良かったが、グラフ化を進めることと、自治会回覧について言及した気がする。

委員F

①（市民参加の方法の選択について）をAにした。手法を3つ選んだことは評価できるためだ。その他のことについては、②（市民参加の方法のスケジュールの妥当性について）以降で評価するものであると思っている。結果まで含めると、①（市民参加の方法の選択について）でBをつけるのは厳しいと思った。他の手法を検討する余地があったかという点、果たしてこれ以上あるのかと思ってしまう。3つの手法を取り入れたことは適切だと私は思う。もちろん結果まで踏み込むと疑問はあるが、市民参加の方法の選択については評価できている。

委員B

それはわかる。ただ、手法は良いが、選んだ手法を適切な運用で行えたかは、手法自体が影響を受けることだと思う。

手法を選択したら、完璧にやる必要があり、つまりは内容も含めた評価でないといけない。

委員F

そのための③（事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について）で評価を受けると思った。①（市民参加の方法の選択について）、②（市民参加の方法のスケジュールの妥当性について）を相対評価するのであれば、①（市民参加の方法の選択について）は一番最初に協議した「TX沿線整備地区の字の区域及び名称変更事業」の基準で評価すべきである。

委員B

①（市民参加の方法の選択について）、③（事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について）は別な評価基準ではないか。情報提供と手法の選択というのは違う気がする。だから①（市民参加の方法の選択について）は結果も含めて考えるべきではないと思っている。そういう意味で引きずられてBになってしまった。

委員D

この事案で足りなかったのは、資料に数字が多かったり、グラフが多すぎたこと、自治会回覧をして市民を巻き込めばたくさん意見が出たのではないかと思われた点である。これをやればもっと良かったと思うが、どこにこの気持ちを反映させれば良いか。それによって評価の仕方が変わってくる。

委員長

評価シートの基準を読むと、③（事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について）は、情報提供がわかりやすく行われたか、市民等にわかりやすい語句や文章で情報提供が行われたか、案件に応じ独自の方法で情報提供を行ったか、であり、そうなると①（市民参加の方法の選択について）はAに近くなると思う。

委員E

結局、手法として2つしか選んでおらず、お手本とは言えないから総評をA－（マイナス）としてみた。

委員A

これ以外に適切な手法もなかったかということならば、お手本にはならないから総評はB＋（プラス）で良いと思う。

委員長

次の「流山市生活排水対策推進計画」に進む。

委員D

これもB+（プラス）でよいのではと思う。

委員長

これもB+（プラス）でいきたい。

委員B

これは、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ストップ温暖化！流山プラン」と同じで良いのではないか。

委員長

「流山市手数料条例の一部を改正する条例」に進む。
これは建築確認の手数料についてだったかと思う。

委員B

総合評価B-（マイナス）になっている。

委員長

Aはないと思う。C+（プラス）ぐらいか。

委員D

用語をわかりやすくする必要があったこと、業者対象にした説明会だけでなく市民に対する周知の必要があったというものである。

委員長

添付資料に行政用語が多すぎた。

委員D

そういう意味では、今までの評価を考えるとC寄りである。

委員B

《各委員からの意見》のところで、市民参加の適用対象外と考えられるという意見があるが、手数料の改定だからといって全て対象外とするのは悩ましい。

もし対象外とするのなら、もっと議論を深くしないといけないし、そもそも手数料改定のための条例改正等は、市民参加の対象になっていないものもあると考えている。今回の事案は、機械的に対象になってしまったもので、評価をCにするのはかわいそうな気もする。しかし、対象となってしまった以上は、頑張らないといけないし、こうしたことも《各委員からの意見》には記載すべきだと思う。

委員A

それを書いたのは私である。常識的に考えて、これは対象になるべきか悩ましいものだと思う。市民参加条例の第5条の対象になると思うが、ここまでやるのはいかがかと思っている。

委員D

たしかに案件としては難しいと思う。

委員A

行政側もこうしたことは、きちっとした計算で出されているものであるし、ある意味、市民との信頼関係でやるものかと思う。

委員長

事務局から何かあるか。

事務局

コメント欄の中で、相反する意見を併記することについては、これまでも色々な意見を担当課に提示するというので、これはこれで良いのではないかと思う。

委員長

市民参加条例の対象にすべきかということについては、条例の最初の方に対象とすべきでないものというのがある。

事務局

条例第5条第2項の逐条解説の中に考え方の説明がある。この考え方に乗っ取って、担当部署と我々と協議することもあるが、迷った時にどうしても実施する方に流れていく傾向は否めない。

今回のことで、担当課に確認したところ、市が特定行政庁になることにより、

権限の一部が県から市にくるために、条例を定めることになった経緯がある。こうした場合、議論になるのは、市民参加での手法を取り入れて意見を聞いたとしても、意見を反映する余地がなければ、理由を公開することにより市民参加条例の対象としないことができるという規定である。

建築住宅課で行った料金設定について、市で変える余地があったか確認したところ、県で設定した金額を踏襲するのが前提としてあり、仮に変えるとなれば東葛地域とのバランスもあり、非常に苦慮するということであった。そうした中で、庁内で意思決定できれば、理由を公開する形で外すことができたかもしれない。

委員A

今の説明だと外せる余地があったということである。

委員C

こういうのを外すと、市民が知らない間に実施されてしまうこともある。

これまで県でやっていたことが、市でできるのならば、業者は交通費等もかからないし、結局市民に影響するものであると思う。対象にして良かったと思う。

委員B

告知することと、意見を求めることは違う。今回は特定行政庁になったことで市でやることになったということをお知らせするのは良いが、それについて意見を求めることはまた違う話ではないか。

委員C

手数料を変えることが可能な訳であり、例えば2倍にできたと思う。やはり知らしめるべきだと思う。

委員B

近隣の業者も考えると、競争原理であり得ない話だと思う。

委員E

マンションを流山で建てる場合は、流山市でしか申請できない。

委員B

流山独自でやろうとしても、他の水準も見ながら価格設定するのが一般的であり、大きく差が出ることはありえない。

事務局

料金設定なので、積算や根拠の考え方も必要である。県の方にある積算の根拠も担当課には情報としてきているようである。もちろん最終決定は市であるが、根拠も含めた設定をしなければならないので実質的には難しい要素があるようである。

答申案をまとめた時に、各委員から、今回、建築住宅課の事案は専門的でパブリックコメントの意見がなかったこと、事業者に限った説明会であり市民が入れなかったこと、市民に知らせるべきという意見があった。市民参加の手法に限らず、行政としては説明責任を果たすことが前提であり、説明会の間口を広げるべきであるという意見を入れることはできると思われる。この案件は難しいが、仮に市民参加の手法をやらなかった場合は、市民が入る余地がなかったことに対する懸念も生じる部分もあるかもしれない。

委員B

どうして説明会に市民は入れなかったのか。業者しか呼んでいなかったのか。

委員D

説明会は業者しか来られなかった。

委員E

それを補完する意味で、パブリックコメントをやったと担当課では言っていた。

法人も市民であるため、難しいところではある。

委員D

対象にしたということで評価するならば、業者に限らずやるべきだったと思う。

委員長

答申に入れることとは別に、このコメント欄に箇条書きで入れるべきではないか。

委員D

対象となってしまったという意味では少々かわいそうな気もするが、評価としてはB－（マイナス）だと思う。

委員長

B－（マイナス）にする。

では、次の「流山市都市計画マスタープラン」に進む。

これは都市計画について、10年前に作ったマスタープランの修正ということであった。

委員D

平成17年に作成したものを変えたということだったが、その当時のことを市民は知っているはずというスタンスだった。

資料はわかりやすかったと思うので、もっと上手く活用すべきだと伝えた。

委員長

評価はBであるが、いかがか。

全員

Bで良い。

委員D

告知から開催まで10日というのは短かった。

委員F

Aが4人、Bが6人となっている。市民参加の方法として、4手法実施した。4人もAとしており、果たしてBなのか。①市民参加の方法の選択について、手法を取り入れていれば良いはずだと考えている。

委員B

①市民参加の方法の選択のみで、どんな風を選択した手法を運用したかということの切るとなるとAになると思う。一方、市民参加の手法の運用方法まで考えるとBになるのではないか。

委員E

私は①市民参加の方法の選択については、Aをつけた。それで③事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供についてをCにした。これは協議会を作ったり、パブリックコメントの際に説明会をやっていたことなどを評価はしたいが、告知から説明会開催までの時間が短かったことや今回の変更点だけを軽く説明する程度で良いと考える担当課のスタンスがどうかと思った。

流山市に新しく引っ越してきた人もいるわけで、説明が足りなかったのではないかな。

委員G

① 市民参加の方法の選択が分かりにくかった。委員Fの意見は理解できるが、それを軸にしてしまうと手法を沢山やれば何でもAになるということになる。

副委員長

コメントにスケジュールがおかしいと書いてあるので、②市民参加の方法のスケジュールの妥当性をCにした方が良くはないか。①市民参加の方法の選択をAにして、スケジュールがおかしいということで②市民参加の方法のスケジュールの妥当性をCにすべきではないか。

委員D

これは、極端な案件である。

委員長

それでは、A、C、B、Bということにしたい。
次の「立地適正化計画」に進む。

委員G

これは市民協議会がなかったと思う。

委員長

B、C、Bかと思う。

全員

B、C、Bでいきたい。

事務局

市民参加条例の中で手法として掲げているものは、審議会、パブリックコメント、意見交換会、公聴会、政策提案制度と5つある。実は、今回都市計画課が実施した説明会というのは市民参加条例の手法として掲げられたものに加え、その他の手法として行った。まず、流山市都市計画マスタープランについては審議会、パブリックコメント、それに加えての市民説明会ということである。担当課

としては積極的に取り組んだのに、評価が下がるのは多少ジレンマが生じるように思う。

委員長

なるほど、そうすると流山市都市計画マスタープラン、立地適正化計画はCをBに戻すこととしたい。

では、「第10次流山市交通安全計画」に進む。

委員D

交通安全についての事案であり、表ばかり利用した資料ではなく、例えば流山市は人口が増えているのに事故が減っているというような良いことを記載して、人目につきやすいものを作るべきと言った。

委員H

資料を持ち帰った人が少なかったと聞いた。

委員D

目につくものを作って、それこそ回覧しても良いのではと言った。

委員長

周知の仕方を工夫するということで、回覧の話を入れてはどうか。

委員B

別な項目に移せば良いのではないか。

委員C

最後に付け加えても良い。

委員長

事務局に任せる。

次の流山市給水条例の一部改正について進む。これは朝日新聞やニュースになったものである。

委員D

これは、市民に意見を言う場がなかったことが議論になった。また、以前の説明会は土曜に開催したが、企業から平日にして欲しいという意向を踏まえ今回

は平日にしたというものだった。企業の意向とはいえ、一般市民からすれば逆の思い（説明会等は休日に開催して欲しい）がある。

委員A

大口事業者に対する説明会に市民を入れるのはおかしいのではないか。今回の条例改正の説明会に市民を入れることが重要だったわけではなくて、制度の全体像（目的）について市民に説明する場が必要だったと考える。条例改正の目的が、大口利用者が井戸水の利用に流れることを防ぐことであり、環境面と合わせて、大口利用者に水道水を使っていただくことで市全体でみれば水道料金の安定が図れるというものであった。

委員D

市民参加の手法を使い、積極的に市民とコミュニケーションを取って欲しいと言った。

委員B

コメントが正しい。

委員長

評価についてはB－（マイナス）かBであると思う。

全員

B－（マイナス）が良い。

委員C

《各委員からの意見》にある、パブリックコメントで広く市民の意見を求めることも検討して欲しい、と入れたい。

委員長

対象者を事業者に絞り事前訪問による説明や平日に意見交換会を開催したことは直接的な関係者に対する市民参加の手法としては問題なかった。しかし、「水」は全市民に関わるため、一般市民も対象者として捉え、パブリックコメントで広く市民の意見を求めることも検討して欲しい。広く告知し発言できる場を提供すべきであった、とする。

最後、「流山市子どもの読書活動推進計画」に進む。

委員D

パブリックコメントの掲載場所も、ポスターの枚数も、意見もたくさん出た良い例である。

委員長

成功事例として庁内で情報共有してもらいたい。

それでは、全体を見て評価について調整したいがいかがか。

委員C

今回の12事案については、B-（マイナス）が最低評価であり、「TX沿線整備地区の字の区域及び名称変更事業」についても調整する必要がないと思われる。

委員長

答申案について、次の委員会でしっかりやりたい。次回の進め方について何か意見等あればいただきたい。

事務局

答申案の事務局の考え方を説明する。

今まで審議いただいた評価シートの意見やコメントを取りまとめる形で作成した。各委員の意見を拾い直す形で反映したつもりである。

この条例ができて5年経つので、今回はそうしたタイミングの答申である。過去の答申においても、パブリックコメントの在り方や資料の作成方法について再三指摘いただいていた。

基本的には対象12事案について、今後の在り方について記載するのか、従前と同じようなことを指摘するのか、5年経った今の視点で今後の方向性を示すのか考えた。今回、2事業について、Aという模範的な評価をいただいたものがあつた。「流山市地域福祉計画」については、アンケートの回収率が良く、「流山市子どもの読書活動推進計画」の中で「個別の委員からの意見」ではあるが、パブリックコメントの模範になるとの意見をいただいたので、全庁的に今後手法の参考にしてもらいたいという内容にした。

今回まとめた答申案をご確認いただき、不足や表現方法について次回最終的な答申という形に進めたらと思う。目次を見ていただくと、5年経過したということに触れ、今年度は10部署がどのような形で市民参加条例を運用したのかということをやっている。目次項目2「平成28年度の市民参加条例の運用に関する評価について」だが、評価シートの中で意見を頂いたものを項目立てて整

理し、総括的な内容でまとめた。目次項目3「市民参加条例の運用の改善について」は、市民参加条例の運用と改善についてだが、例年指摘してきたことを、どのように心がけるべきか、どのような視点で手法を選択すべきかということについて委員長が評価シートに記載されていたので書かせていただいた。

内容について改めて審議をお願いしたい。

委員F

市民参加の方法や、やり方は5年前に比べ進化しているが、依然としてパブリックコメントの提出意見が少ない。

今回、パブリックコメントの手法を選択したのは10事業あり、意見提出が5名以下は9事業であった。各課の担当者に今後の改善について質問したところ、事業内容の専門性が高く理解するのが難しい、パブリックコメントへの動機づけが必要、意見が少ないのは市民に直接的な利害が少ないことが原因である、パブリックコメントが認知されていない、市民の関心が少ないなど、各課が危惧していることがわかった。パブリックコメントについては、市をあげて取り組むべきではないだろうか。

答申の中でパブリックコメントについて、記載する内容をもう一度検討して欲しい。

委員E

パブリックコメントは行政側の形式的なものであり、説明責任を果たしたというようなことになっている。アメリカで30年位前に行政手続き法のモデルを作っており、その中にパブリックコメントのようなものもある。行政側としては広く市民に出して、反対意見を政治的に悪用されたりするのが嫌だから、少し専門的な内容にすることで煙に巻いているというところもあると感じている。アメリカでは、公表した規則案と実質的に異なる最終規則を制定することは禁じている。しかし、規則案を出してから20日以内に25名以上の書面による申し立てがあった場合は、例外的に口頭意見陳述手続きを取らなければならないと定めている。

これはモデル手続法であり、それぞれの州でどう取り入れているのかは分からない。

委員A

意見を求めているということと、明確に反対の行動を取ることは別だと、ある段階で政治的に利用されるとか、そういうところまで議論するのならば、安易に言えない。国や近隣市はどうか知った上でないと意見が言えないのではな

いか。

委員B

委員Fがおっしゃったようにパブリックコメントについては議論しないといけな。委員会でやるのか、行政の中でやるのか、それとも行政と委員会が一緒にやるのかも決めていかないとけな。パブリックコメントについて整理しないといけなというのは、毎回出ている話である。

委員F

広く一般市民の意見を聞きたいという建前のもとやっている。それなのに意見数が0件でも形式的な実施になっているので、それを是正するようなコメントを出しても良い。

委員G

柏市、松戸市、野田氏のパブリックコメントの実施状況をみたが、意見数はほぼ0名。3市は概要版もない。

パブリックコメントの成功例を調べていた中で京都市を見つけた。人口も流山の8倍なので比較対象になるかわからないが、平成28年度26件パブリックコメントをやっているが、意見数が100名以下のものは3つか4つしかない。人口が8倍台ということ割り引いても、一番違うのは担当者が市民に「意見を求めている」ということが資料から伝わる。課題、市の問題意識、背景、パブリックコメントの応募要領と概要版がセットになっており、わかりやすく作られている。ホームページ以外でも、主要な拠点で配布していると書いてあった。事業者向けの料金変更もあったが、それでも124名がパブリックコメントに参加している。公共土木施設の維持管理は180名、地球温暖化は330名。パブリックコメント制度の認知をしっかりと進めていかないとけな。キャッチーなパンフレットを配れば、興味もてるのではないか、など。

委員C

市民が参加して上手くいった例があるということを知らしめても良いと思っている。市民の意見で市が良くなっていることを公表してもらいたい。

委員F

我々の年代はパブリックコメントという言葉がわからない。身近に感じないことについて行政側も工夫が必要である。

委員B

委員会の中で、パブリックコメントについて議論すべきである。

委員長

今後、パブコメの在り方についても話をしていきたい。

委員D

市民はパブリックコメントをやっていて、どのように取り入れられているのかを知らない。

委員長

市民啓蒙となると、我々がやるとなると難しい。少なくともパブリックコメント何原則のように、行政用語は使わない、図を使ってわかりやすくというのは言い続けているので、もっとはっきり言わないといけない。

副委員長

その原則を箇条書きで書いたらどうか。

委員D

もっとわかりやすく、例えばチェック項目を入れるとか。

委員C

5年は節目であり、見直しをかけないといけない。次の5年に向かって、委員会としてどのように取り組むべきか話し合い、答申に盛り込むべき。何をやるのか、何がまだできていないのかなど、きちんと書くべき。

事務局

毎年答申をいただき、担当課として実施担当課に示しているため、その中に盛り込むことは可能である。しかし、答申の中でチェック項目の様式というのは一般的には考えにくい。答申と併せて、チェック項目の案をお示しして、それを全庁的に示すことは可能と思われる。

委員B

パブリックコメントを求める場合に、気を付けるべき事項のチェックリスト等を作り、こういうことをやるべきというのをもっと分かりやすく示すことで良くなるのではないか。パブリックコメントの内容も充実したものになると思

われる。

委員F

こういう姿勢が必要であるということを示して欲しい。

委員長

次回は答申と、パブリックコメントの在り方についても議論できたらと思う。

次回は8月21日なので、その間にメールでもやり取りできる。

事務局

次回は8月21日午後2時から、306会議室で開催予定である。その後懇親会を予定している。

また、メールでやりとりしていた第3回議事録についてだが公開して良いか。

委員長

良い。

以上、委員会を終了する。